【表紙】

【発行登録追補書類番号】　２－投法人１－４
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　2021年11月11日
【発行者名】　大和ハウスリート投資法人
【代表者の役職氏名】　執行役員　　浅田　利春
【本店の所在の場所】　東京都千代田区永田町二丁目４番８号
ニッセイ永田町ビル７階
【事務連絡者氏名】　大和ハウス・アセットマネジメント株式会社
大和ハウスリート本部ファンド企画部長　　朝比奈　孝祐
【電話番号】　03-3595-1265
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】　大和ハウスリート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】　投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【今回の募集金額】　第15回無担保投資法人債（10年債）　30億円
第16回無担保投資法人債（15年債）　10億円
【発行登録書の内容】
（１）【提出日】　2020年３月27日
（２）【効力発生日】　2020年４月４日
（３）【有効期限】　2022年４月３日
（４）【発行登録番号】　２－投法人１
（５）【発行予定額又は発行残高の上限】　発行予定額　100,000百万円
【これまでの募集実績】
（発行予定額を記載した場合）

番　号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
２－投法人１－１	2020年５月21日	5,000百万円	－	－
２－投法人１－２	2020年12月18日	3,000百万円	－	－
２－投法人１－３	2021年４月９日	4,000百万円	－	－
実績合計額（円）		12,000百万円 （12,000百万円）	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。
【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　88,000百万円
（88,000百万円）
（注）残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。
（発行残高の上限を記載した場合）
該当事項はありません。
【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　－円

【安定操作に関する事項】　該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】　株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第２【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第３【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

１【新規発行投資法人債券（10年債）】

（１）【銘柄】

大和ハウスリート投資法人第15回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）（以下「１　新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債」といいます。）

（２）【投資法人債券の形態等】

① 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「振替法」といいます。）第115条で準用する第66条第２号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、振替法第115条で準用する第67条第１項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。

ただし、振替法第115条で準用する第67条第２項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「１　新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債権者」といいます。）は大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

② 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社日本格付研究所（以下「ＪＣＲ」といいます。）からＡＡの信用格付を2021年11月11日付で取得しています。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

ＪＣＲの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのＪＣＲの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、ＪＣＲの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。ＪＣＲの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、ＪＣＲの信用格付の付与にあたり利用した情報は、ＪＣＲが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してＪＣＲが公表する情報へのリンク先は、ＪＣＲのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下の通りです。

ＪＣＲ：電話番号03-3544-7013

（３）【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、本投資法人債に係る振替投資法人債の総額は金30億円です。

（４）【各投資法人債の金額】

金１億円

（５）【発行価額の総額】

金30億円

（６）【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

（７）【利率】

年0.400パーセント

（８）【利払日及び利息支払の方法】

① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「１　新規発行投資法人債券（10年債）」において「償還期日」といいます。）までこれを付し、2022年５月17日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月17日及び11月17日の２回並びに償還期日に各その日までの前半か年分を支払います。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算します。

② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。かかる繰上により利息の減額はなされません。

③ 償還期日後は本投資法人債には利息を付しません。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から５銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（７)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

④ 本投資法人債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から５銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（７)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

（９）【償還期限及び償還の方法】

① 本投資法人債の元金は、2031年11月17日にその総額を償還します。

② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（１８）振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

④ 本投資法人債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。

（１０）【募集の方法】

一般募集

（１１）【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
申込証拠金には利息をつけません。

（１２）【申込期間】

2021年11月11日

（１３）【申込取扱場所】

別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（１６)引受け等の概要」記載の引受人の本店及び国内各支店

（１４）【払込期日】

2021年11月17日

（１５）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

（１６）【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下の通りです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	1,800	１　引受人は、本投資法人債の全額につき連帯して買取引受を行います。 ２　本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金45銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	1,200	
計	－	3,000	－

（１７）【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

（１８）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町７番１号

（１９）【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日　　2005年７月４日

登録番号　　関東財務局長第38号

（２０）【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額3,000百万円及び別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）」記載の大和ハウスリート投資法人第16回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）の払込金額1,000百万円の合計額から発行諸費用の概算額30百万円を控除した差引手取概算額3,969百万円を、2021年11月30日付で、下記「第４　募集又は売出しに関する特別記載事項　２　適格クライテリア」に記載する適格クライテリアを満たす、GRANODE広島（準共有持分50%追加取得分）の取得資金として調達した2022年９月２日を返済期日とする短期借入金4,000百万円の期限前弁済資金の一部に充当する予定です。

（２１）【その他】

1．財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1)　本投資法人は、三井住友信託銀行株式会社を財務代理人（発行代理人及び支払代理人の地位を含みます。）として、本投資法人債の事務を委託します。

(2)　財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

(3)　財務代理人を変更する場合には、本投資法人は別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１）その他　6．公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。

(4)　前号の規定は、存続する会社に財務代理人の権利及び義務その他の地位が全て承継される合併による変更の場合には適用しません。

(5)　本投資法人債権者が権利行使の申出を行う場合には、振替法第115条で準用する第86条第３項本文に定める書面を、財務代理人の本店において財務代理人に提示することによりこれを行うものとし、この場合に財務代理人は申出の受付に関する事務を行います。

2．投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第139条の８ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

3．担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4．財務上の特約

(1)　担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、本投資法人債と同時に発行する第16回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含みます。以下「担保付社債信託法」といいます。）に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(2)　本投資法人が前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告するものとします。

5．期限の利益喪失に関する特約

(1)　本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から５銀行営業日を経過した日に、本投資法人債総額について期限の利益を喪失します。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から５銀行営業日以内に当該事由の全てが補正又は治癒された場合は、この限りではありません。

①　本投資法人が別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（９）償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、５銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

②　本投資法人が別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（８）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

③　本投資法人が別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１）その他　4.財務上の特約　(1)　担保提供制限」の規定に違背したとき。

④　本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

⑤　本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務及び当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

(2)　本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額について直ちに期限の利益を喪失します。

①　本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。

②　本投資法人が破産手続、民事再生手続若しくはその他適用ある倒産手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

③　本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。

④　本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第２項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかったとき。

(3)　本項第１号又は第２号の規定により本投資法人債について期限の利益を喪失した場合には、本投資法人は直ちにその旨を公告します。

(4)　本項第１号又は第２号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から期限の利益喪失日まで別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　(７)利率」所定の利率による経過利息を付するものとします。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から５銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　(７)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

6．　公告の方法

(1)　本投資法人債に関して本投資法人債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の新聞紙に掲載します。

(2)　本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の方法によりこれを行います。

7．　投資法人債権者集会

(1)　本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の７で準用する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第681条第１号に定める種類をいいます。）の投資法人債（以下「１　新規発行投資法人債券（10年債）」において「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の３週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第２項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。

(2)　本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。

(3)　本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額はこれに算入しません。）の10分の１以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、法令に定める手続を経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

8．　投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9．　投資法人債要項の変更

(1)　本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１）その他　1．財務代理人、発行代理人及び支払代理人」、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１）その他　10．一般事務受託者」、別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１）その他　11．資産運用会社」及び別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１）その他　12．資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

(2)　裁判所の認可を受けた前号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとします。

10．一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

①　本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第１号関係）
ＳＭＢＣ日興証券株式会社
みずほ証券株式会社

②　別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２１)その他　1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第３号及び第６号関係）
三井住友信託銀行株式会社
なお、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第169条第２項第４号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、振替法及び別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）（１８）振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

③　本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第２号関係）
三井住友信託銀行株式会社

(2)　本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第２号乃至第６号関係）
三井住友信託銀行株式会社
株式会社三菱ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行

11．資産運用会社
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

12．資産保管会社
三井住友信託銀行株式会社

２【新規発行投資法人債券（15年債）】

（１）【銘柄】

大和ハウスリート投資法人第16回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）（以下「２　新規発行投資法人債券（15年債）」において「本投資法人債」といいます。）

（２）【投資法人債券の形態等】

① 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本投資法人債は、その全部について振替法第115条で準用する第66条第２号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、振替法第115条で準用する第67条第１項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。

ただし、振替法第115条で準用する第67条第２項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「２　新規発行投資法人債券（15年債）」において「本投資法人債権者」といいます。）は本投資法人に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

② 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人はＪＣＲからＡＡの信用格付を2021年11月11日付で取得しています。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

ＪＣＲの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのＪＣＲの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、ＪＣＲの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。ＪＣＲの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、ＪＣＲの信用格付の付与にあたり利用した情報は、ＪＣＲが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してＪＣＲが公表する情報へのリンク先は、ＪＣＲのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下の通りです。

ＪＣＲ：電話番号03-3544-7013

（３）【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、本投資法人債に係る振替投資法人債の総額は金10億円です。

（４）【各投資法人債の金額】

金１億円

（５）【発行価額の総額】

金10億円

（６）【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

（７）【利率】

年0.660パーセント

（８）【利払日及び利息支払の方法】

① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「２　新規発行投資法人債券（15年債）」において「償還期日」といいます。）までこれを付し、2022年５月17日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月17日及び11月17日の２回並びに償還期日に各その日までの前半か年分を支払います。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算します。

② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。かかる繰上により利息の減額はなされません。

③ 償還期日後は本投資法人債には利息を付しません。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から５銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（７）利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

④ 本投資法人債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から５銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（７)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

（９）【償還期限及び償還の方法】

① 本投資法人債の元金は、2036年11月17日にその総額を償還します。

② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（１８）振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

④ 本投資法人債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。

（１０）【募集の方法】

一般募集

（１１）【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
申込証拠金には利息をつけません。

（１２）【申込期間】

2021年11月11日

（１３）【申込取扱場所】

別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（１６)引受け等の概要」記載の引受人の本店及び国内各支店

（１４）【払込期日】

2021年11月17日

（１５）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

（１６）【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下の通りです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	1,000	1　引受人は、本投資法人債の全額につき買取引受を行います。 2　本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金50銭とします。
計	－	1,000	－

（１７）【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

（１８）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町７番１号

（１９）【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日　　2005年７月４日
登録番号　　関東財務局長第38号

（２０）【手取金の使途】

別記「１　新規発行投資法人債券（10年債）　（２０）手取金の使途」記載の通りです。

（２１）【その他】

1．財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1)　本投資法人は、株式会社三井住友銀行を財務代理人（発行代理人及び支払代理人の地位を含みます。）として、本投資法人債の事務を委託します。

(2)　財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

(3)　財務代理人を変更する場合には、本投資法人は別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１)その他　6．公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。

(4)　前号の規定は、存続する会社に財務代理人の権利及び義務その他の地位が全て承継される合併による変更の場合には適用しません。

(5) 本投資法人債権者が権利行使の申出を行う場合には、振替法第115条で準用する第86条第３項本文に定める書面を、財務代理人の本店において財務代理人に提示することによりこれを行うものとし、この場合に財務代理人は申出の受付に関する事務を行います。

2. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投信法第139条の８ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

3. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、本投資法人債と同時に発行する第15回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(2) 本投資法人が前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告するものとします。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から５銀行営業日を経過した日に、本投資法人債総額について期限の利益を喪失します。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から５銀行営業日以内に当該事由の全てが補正又は治癒された場合は、この限りではありません。

① 本投資法人が別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（９）償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、５銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

② 本投資法人が別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（８）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

③ 本投資法人が別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１）その他　4.財務上の特約　(1) 担保提供制限」の規定に違背したとき。

④ 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

⑤ 本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務及び当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

(2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額について直ちに期限の利益を喪失します。

① 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。

② 本投資法人が破産手続、民事再生手続若しくはその他適用ある倒産手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

③ 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。

④ 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第２項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかったとき。

(3) 本項第１号又は第２号の規定により本投資法人債について期限の利益を喪失した場合には、本投資法人は直ちにその旨を公告します。

(4) 本項第１号又は第２号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から期限の利益喪失日まで別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（７)利率」所定の利率による経過利息を付するものとします。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から５銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）（７)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

6．公告の方法

(1) 本投資法人債に関して本投資法人債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の新聞紙に掲載します。

(2) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の方法によりこれを行います。

7．投資法人債権者集会

(1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の７で準用する会社法）第681条第１号に定める種類をいいます。）の投資法人債（以下「２　新規発行投資法人債券（15年債）」において「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の３週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第２項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。

(2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。

(3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額はこれに算入しません。）の10分の１以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、法令に定める手続を経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

8．投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9．投資法人債要項の変更

(1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１）その他　1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１）その他　10. 一般事務受託者」、別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１）その他　11. 資産運用会社」及び別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１）その他　12. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとします。

10．一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

① 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第１号関係）
ＳＭＢＣ日興証券株式会社

② 別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（２１)その他　1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第３号及び第６号関係）
株式会社三井住友銀行
なお、投信法施行規則第169条第２項第４号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、振替法及び別記「２　新規発行投資法人債券（15年債）　（１８）振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

③ 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第２号関係）
株式会社三井住友銀行

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第２号乃至第６号関係）
三井住友信託銀行株式会社

株式会社三菱ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行

11．資産運用会社
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

12．資産保管会社
三井住友信託銀行株式会社

第４【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１ サステナビリティボンドとしての適格性について

本投資法人は、サステナビリティボンド発行を含むサステナビリティファイナンス実施のために、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）（注１）2021年版」、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）（注２）2021年版」、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）（注３）2021年版」、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）（注４）2021年版」、「グリーンボンドガイドライン（Green Bond Guidelines）（注５）2020年版」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（注６）2020年版」に即したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定しました。本投資法人は、サステナビリティファイナンス・フレームワーク及び本サステナビリティボンドに対する第三者評価としてＪＣＲより「ＪＣＲサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」（注７）及び「ＪＣＲサステナビリティボンド評価」（注８）の最上位評価である「SU １（F）」の本評価をそれぞれ取得しています。

なお、当該第三者評価を取得することに関し、環境省の令和３年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注９）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるＪＣＲは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注１）「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）」とは、国際資本市場協会（ICMA）により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

（注２）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注３）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

（注４）「グリーンローン原則（Green Loan Principles）」とは、ローン市場協会（LMA）及びアジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）により策定された環境分野に使途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注５）「グリーンボンドガイドライン（Green Bond Guidelines）」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年３月に策定・公表し、2020年３月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

（注６）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」とは、環境省が2020年３月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」といいます。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

（注７）「ＪＣＲサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、ＪＣＲの定義するソーシャルプロジェクト又はグリーンプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に対するＪＣＲによる第三者評価をいいます。当該評価においては発行体又は借入人のサステナビリティファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がサステナビリティプロジェクトに該当するかの評価である「サステナビリティ性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「ＪＣＲサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「ＪＣＲサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入れに関する評価と区別するため、評価記号の末尾に（F）をつけて表示されます。本投資法人に係る「ＪＣＲサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、以下のＪＣＲのウェブサイトに掲載されています。
https://www.jcr.co.jp/greenfinance/sustainability/

（注８）「ＪＣＲサステナビリティボンド評価」とは、サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021年版、グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版、ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021年版、グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021年版、グリーンボンドガイドライン（Green Bond Guidelines）2020年版並びにグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版を受けた発行体のサステナビリティボンド発行に対するＪＣＲによる第三者評価をいいます。当該評価においてはサステナビリティボンドの調達資金の使途がサステナビリティプロジェクトに該当するかの評価である「サステナビリティ性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「ＪＣＲサステナビリティボンド評価」が決定されます。なお、本サステナビリティボンドの「ＪＣＲサステナビリティボンド評価」は、以下のＪＣＲのウェブサイトに掲載されています。
https://www.jcr.co.jp/greenfinance/sustainability/

（注９）「グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド及びグリーン性を有するサステナビリティボンド（以下「グリーンボンド等」といいます。）を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は発行時点において以下の全てを満たすものとなります。

（１）グリーンボンドの場合は調達した資金の全てが、グリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点で以下のいずれかに該当すること
サステナビリティボンドの場合、調達資金の半分以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下①に該当し、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと
① 主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの
② 脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
・ 脱炭素化効果：国内のCO_2削減量１トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・ 地域活性化効果：地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

（２）グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

（３）いわゆる「グリーンウォッシュ債券（実際は環境改善効果がない、又は調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する債券）」ではないこと

２ 適格クライテリア

サステナビリティボンド又はサステナビリティローンで調達された資金は、以下のサステナビリティ適格クライテリアを満たすサステナビリティ適格資産の取得資金、もしくは同資金のリファイナンス資金に充当する予定です。

サステナビリティ適格クライテリア

下記aのグリーン適格クライテリアを満たし、かつbのソーシャル適格クライテリアを満たすもの

a.グリーン適格クライテリア

以下の①～④の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済又は今後取得予定の物件

① DBJ Green Building認証（注10）における３つ星～５つ星
② CASBEE不動産評価認証（注11）におけるB+ランク～Sランク
③ BELS評価（注12）における３つ星～５つ星
④ LEED認証（注13）におけるSilver、Gold又はPlatinum

b.ソーシャル適格クライテリア

以下の①～④のうち、２つ以上（但し、シニア施設等のソーシャル性の高い物件はこの限りではありません。）の基準を満たす新規、既存物件

① 地域防災・レジリエンス
自治体との協定締結及び災害時協力の登録等により、災害発生時に被災者へ避難場所の提供、災害備蓄の提供、非常用電源の提供等を行うこと並びに近隣被災者へ水道等のライフラインを提供する機能を有するもの

② 高齢者、障がい者への配慮及び医療サービス
高齢者向け住宅、老人ホーム、及び医療施設等がテナントとして入居し、近隣住民の健康的で文化的な生活に貢献するもの。また、施設がバリアフリー対応しているもの

③ 子育て支援
保育園等がテナントとして入居し、近隣住民の社会福祉活動促進に貢献するもの

④ 地域の社会的課題の解決に向けたプロジェクトにおける雇用の創出
施設の従業員として近隣住民を優先して雇用するもの。あるいは、地域の発展を目指し、地域一帯で開発を実施した施設に投資することで、地域一帯の雇用を創出するもの

（注10）「DBJ Green Building 認証」とは、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）を対象に、５段階の評価ランク（１つ星～５つ星）に基づく認証をDBJが行うものです。

（注11）「CASBEE（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency／建築環境総合性能評価システム）不動産評価認証」とは、建築物の環境性能を評価し格付け（Cランク～Sランク）する手法で、省エネや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

（注12）「BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System／建築物省エネルギー性能表示制度）評価」とは、国土交通省が評価基準を定めた公的な評価制度で、建築物の一次エネルギー消費量に基づき、省エネルギー性能を５段階の評価ランク（１つ星～５つ星）で評価する制度です。

（注13）「LEED（Leadership in Energy and Environmental Design）認証」とは、米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築や都市の環境性能を評価する認証システムで、各項目の取得ポイントの合計に応じたランク（Certified、Silver、Gold、Platinum）で評価されます。

３ プロジェクトの評価及び選定のプロセス

サステナビリティファイナンスの調達資金の対象となるサステナビリティ適格クライテリアは、大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の代表取締役社長が務める最高責任者、経営管理部担当取締役が務める執行責任者、大和ハウスリート本部長が務めるサステナビリティ事務実務担当責任者、全常勤取締役、全部長、コンプライアンス・オフィサー及び選ばれた役職員で構成されるサステナビリティ委員会で審議された後、経営財務委員会で決定されます。

調達資金の使途となるプロジェクトは、本資産運用会社の大和ハウスリート本部ファンド企画部の担当者により、サステナビリティ委員会で決定されたサステナビリティ適格クライテリアへの適合が検討され、評価及び選定が行われます。

対象となるプロジェクトを資金使途としてサステナビリティファイナンスを実行することは、大和ハウスリート本部ファンド企画部の担当者によって起案され、サステナビリティ委員会によって審議された後、役員会で決定されます。

４ 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスで調達された資金は、本資産運用会社の大和ハウスリート本部ファンド企画部が社内の電子ファイル等の媒体により管理します。

ポートフォリオからサステナビリティ適格資産を抽出し、サステナビリティ適格資産の取得価格の総額に有利子負債比率（直近の決算期末時点）を乗じて算出した額を「サステナビリティ適格負債額」として、サステナビリティファイナンスの調達上限額とします。その上でサステナビリティファイナンスの未償還・未返済残高が当該上限額を超えないよう管理します。なお、サステナビリティ適格資産については、本投資法人のグリーンファイナンス・フレームワークに基づくグリーン適格資産の対象外とします。

５ レポーティング

サステナビリティファイナンス実行時点で未充当資金がある場合、当該未充当資金が全額充当されるまで、年１回、充当状況を本投資法人のウェブサイトで公開します。サステナビリティファイナンスの未償還・未返済残高が存在している場合、年２回、サステナビリティファイナンスによる調達残高がサステナビリティ適格負債額を超過していないことを確認します。

環境改善効果及び社会的便益に係るレポーティングは、本投資法人のウェブサイト上にて、以下指標を年次で開示予定です。なお、サステナビリティ適格資産の売却などにより未充当資金が発生した場合には、本運用資産会社大和ハウスリート本部長の承認を経たのち本投資法人のウェブサイトにて開示を行います。

a. 環境改善効果

・ 取得資産の環境認証数・種類
・ 具体的な使用量
  水使用量（水消費量）
  電気使用量（エネルギー消費量）
・ CO2排出量（GHG排出量）

b. 社会的便益

＜アウトプット指標＞

・ サステナビリティ適格資産の件数

＜アウトカム指標＞

① 地域防災・レジリエンス
  ・ 地域自治体等と防災協定を結んだ施設数
  ・ 災害時に提供可能な避難場所を有する施設数
  ・ その他、地域防災に資する施設
② 高齢者、障がい者への配慮及び医療サービス
  ・ 高齢者向け施設の高齢者受入可能戸数
  ・ 医療施設のテナント数
③ 子育て支援
  ・ 認証保育施設の受入可能人数
④ 地域の社会的課題の解決に向けたプロジェクトにおける雇用の創出
  ・ 対象施設における地域住民の雇用状況

＜インパクト＞

地域環境活性化、安全・安心な地域コミュニティづくりによる人・街・暮らしの価値共創

第５【その他】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとする事項は以下の通りです。

表紙に、本投資法人債の愛称として、「DHRサステナビリティボンド」を記載します。

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第30期（自2020年９月1日　至2021年２月28日）　2021年５月28日関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照書類である2021年５月28日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日現在までに補完すべき情報は以下の通りです。

また、参照有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

１ 新投資口の発行

2021年８月18日及び2021年８月25日開催の役員会において、以下のとおり新投資口の発行に関する決議を行い、公募による新投資口については2021年９月１日、第三者割当による新投資口については2021年９月28日にそれぞれ払込が完了しています。

この結果、出資総額は268,042百万円、発行済投資口の総口数は2,320,000口となっています。

（１）　新投資口発行（一般募集）

発行済投資口数	115,000口（国内72,300口、海外42,700口）
発行価格	１口当たり301,791円
発行価格の総額	34,705,965,000円
払込金額（発行価額）	１口当たり292,552円
払込金額（発行価額）の総額	33,643,480,000円
払込期日	2021年９月１日

（２）　第三者割当による新投資口発行

発行済投資口数	9,000口
払込金額（発行価額）	１口当たり292,552円
払込金額（発行価額）の総額	2,632,968,000円
払込期日	2021年９月28日
割当先	野村證券株式会社

2 資産の取得

本投資法人は、以下の物件を取得しました。

資産の名称	DPL流山Ⅲ
取得資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
用途	物流施設
取得価格（注１）	32,000百万円
取得先（注２）	株式会社流山共同開発
取得年月日	2021年10月１日
資産の名称	Dプロジェクト和光A（準共有持分50%）
取得資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
用途	物流施設
取得価格（注１）	10,750百万円
取得先（注２）	大和ハウス工業株式会社
取得年月日	2021年９月３日
資産の名称	Dプロジェクト平塚
取得資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
用途	物流施設
取得価格（注１）	15,200百万円
取得先（注２）	大和ハウス・ツインシティ大神特定目的会社
取得年月日	2021年10月１日
資産の名称	GRANODE広島（準共有持分50%追加取得）（注３）
取得資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
用途	その他資産（オフィス）
取得価格（注１）	14,400百万円
取得先（注２）	大和ハウス工業株式会社
取得年月日	2021年９月３日

（注１）取得に係る諸費用、公租公課等の精算金及び消費税等を除きます。
（注２）DPL流山Ⅲの取得先である株式会社流山共同開発、Dプロジェクト平塚の取得先である大和ハウス・ツインシティ大神特定目的会社並びにDプロジェクト和光A及びGRANODE広島の取得先である大和ハウス工業株式会社は、投信法に定める利害関係人等に該当することから、本資産運用会社の利害関係者取引規程に基づき、必要な審議及び決議を経ています。
（注３）GRANODE広島については、2020年４月３日付で準共有持分50%を取得しており、準共有持分50%を追加取得したことにより、100%所有することとなりました。

3 資産の譲渡

本投資法人は、以下の物件を譲渡しました。

資産の名称	カスタリア大濠ベイタワー
譲渡資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
用途	居住施設
譲渡価格（注１）	3,740百万円
譲渡先	非開示（注２）
譲渡年月日	2021年９月30日

（注１）譲渡に係る諸費用、公租公課等の精算金及び消費税等を除きます。
（注２）譲渡先の承諾が得られていないため、非開示としています。

４ 資金の借入れ

本投資法人は、2021年９月３日及び2021年10月１日に、前記「２ 資産の取得」に記載の物件の取得資金として、以下の借入れを実施しました。

借入先	借入金額（百万円）	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
三井住友信託銀行株式会社	1,000	基準金利（全銀協１か月日本円TIBOR）+0.175%（変動金利）	2021年９月３日	2022年９月２日	期限一括弁済	無担保無保証
株式会社三井住友銀行	1,000	基準金利（全銀協１か月日本円TIBOR）+0.175%（変動金利）	2021年９月３日	2022年９月２日	期限一括弁済	無担保無保証
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,000	基準金利（全銀協１か月日本円TIBOR）+0.175%（変動金利）	2021年９月３日	2022年９月２日	期限一括弁済	無担保無保証
株式会社みずほ銀行	1,000	基準金利（全銀協１か月日本円TIBOR）+0.175%（変動金利）	2021年９月３日	2022年９月２日	期限一括弁済	無担保無保証
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社日本政策投資銀行 みずほ信託銀行株式会社 株式会社新生銀行 株式会社山梨中央銀行 株式会社関西みらい銀行 信金中央金庫 株式会社京都銀行 株式会社山口銀行	10,500	0.56419%（固定金利）	2021年９月３日	2031年８月29日	期限一括弁済	無担保無保証
第一生命保険株式会社	1,000	0.800%（固定金利）	2021年９月３日	2033年８月31日	期限一括弁済	無担保無保証
三井住友信託銀行株式会社 株式会社千葉銀行 株式会社七十七銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 株式会社みずほ銀行	3,000	0.28037%（固定金利）	2021年10月１日	2026年３月31日	期限一括弁済	無担保無保証
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 株式会社みずほ銀行 農林中央金庫 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 株式会社日本政策投資銀行 株式会社あおぞら銀行 株式会社りそな銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社京葉銀行	10,500	0.37292%（固定金利）	2021年10月１日	2028年９月29日	期限一括弁済	無担保無保証

5 本投資法人の規約の一部変更及び役員選任にかかる投資主総会の開催

本投資法人は、2021年10月15日に開催した本投資法人役員会において、2021年11月30日開催予定の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に、規約の一部変更及び役員選任議案を付議することを決議しています。

（1） 規約の一部変更

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現　行　規　約	変　更　案
第15条（みなし賛成） 1.から2.　（省略） （新設）	第15条（みなし賛成） 1.から2.　（現行どおり） 3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。 (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任 (2) 資産の運用に係る委託契約の締結又は解約 (3) 解散 (4) 投資口の併合 (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
（新設）	4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。
第34条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1.　（省略） (1)から(5)　（省略） (6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券：当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。 (7)　（省略）	第34条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1.　（現行どおり） (1)から(5)　（現行どおり） (6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券：満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整を認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価により評価する。 (7)　（現行どおり）

現　行　規　約	変　更　案
(8)　第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利	(8)　第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利
①　金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。	①　デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価をもって評価する。
②　金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。	（削除）
③　上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができる。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。	②　上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができる。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理の適用を妨げない。
(9)から(10)　（省略）	(9)から(10)　（現行どおり）
2.から4.　（省略）	2.から4.　（現行どおり）

現　行　規　約	変　更　案
（新設）	第12章　附則 第41条（変更の効力発生） 別紙（資産運用会社に対する資産運用報酬）に係る変更の効力は、2022年3月1日をもって生じるものとし、2022年3月1日以降に生じる資産運用報酬から適用するものとする。本章は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。
制定　2005年6月1日 改正　2005年11月25日 改正　2006年1月26日 改正　2007年2月23日 改正　2009年2月26日 改正　2010年2月25日 改正　2010年3月23日 改正　2010年9月30日 改正　2011年12月1日 改正　2013年11月26日 改正　2015年3月1日 改正　2015年11月25日 改正　2016年6月17日 （効力発生日　2016年9月1日） 改正　2017年11月22日 改正　2019年11月27日	制定　2005年6月1日 改正　2005年11月25日 改正　2006年1月26日 改正　2007年2月23日 改正　2009年2月26日 改正　2010年2月25日 改正　2010年3月23日 改正　2010年9月30日 改正　2011年12月1日 改正　2013年11月26日 改正　2015年3月1日 改正　2015年11月25日 改正　2016年6月17日 （効力発生日　2016年9月1日） 改正　2017年11月22日 改正　2019年11月27日 改正　2021年11月30日

現　行　規　約

別紙

資産運用会社に対する資産運用報酬

項目	計算方法	支払時期
運用報酬1（資産連動報酬）	（省略）	
運用報酬2（利益連動報酬）	（省略）	
（新設）		
取得・譲渡報酬	（省略）	
合併報酬	（省略）	

（注1）から（注3）（省略）

（新設）

変　更　案

別紙

資産運用会社に対する資産運用報酬

項目	計算方法	支払時期
運用報酬1（資産連動報酬）	（現行どおり）	
運用報酬2（利益連動報酬）	（現行どおり）	
運用報酬3（サステナビリティ指標連動報酬）	以下の①、②及び③の値を合計した金額とする。 ①各計算期間（注1）における総資産額（注2）に表1により算出される倍率及び年率0.012%を乗じた額（1年を365日として当該計算期間の実日数による日割計算によるものとする。）を上限とする（注3）。 ②各計算期間（注1）における総資産額（注2）に表2に基づき決定される倍率及び年率0.004%を乗じた額（1年を365日として当該計算期間の実日数による日割計算によるものとする。）を上限とする（注3）。 ただし、評価機関の都合により評価が実施されない等の理由により倍率が得られない場合には、各計算期間の直近の計算期間の倍率を用いて算出するものとし、本投資法人の都合により評価に参加しない等の理由により倍率が得られない場合には、表2に記載された最も低い倍率を用いて算出するものとする。 ③各計算期間（注1）における総資産額（注2）に表3に基づき決定される倍率及び年率0.004%を乗じた額（1年を365日として当該計算期間の実日数による日割計算によるものとする。）を上限とする（注3）。 ただし、評価機関の都合により評価が実施されない等の理由により倍率が得られない場合には、各計算期間の直近の計算期間の倍率を用いて算出するものとし、本投資法人の都合により評価に参加しない等の理由により倍率が得られない場合には、表3に記載された最も低い倍率を用いて算出するものとする。	各計算期間の終了後1か月以内に支払う。
取得・譲渡報酬	（現行どおり）	
合併報酬	（現行どおり）	

（注1）から（注3）（現行どおり）

<table>
<tr><th>現　行　規　約</th><th>変　更　案</th></tr>
<tr><td></td><td>

表1

倍率	1－GHG排出量削減割合

※温室効果ガス(GHG)排出量削減割合＝（(b)－(a)）/(a) とし、小数点第4位を四捨五入する。
(a)：2017年度（2017年4月～2018年3月）の原単位温室効果ガス(GHG)排出量 0.0556（t-CO2/㎡）
(b)：各計算期間の直前の年度（4月～3月）の原単位温室効果ガス(GHG)排出量（t-CO2/㎡）
※原単位温室効果ガス(GHG)排出量は、温室効果ガス(GHG)排出量（t-CO2）÷原単位分母（延床面積（㎡））により算出するものとし、小数点第5位を四捨五入する。
※原単位分母（延床面積（㎡）は、2017年度又は各計算年度の直前の年度（4月～3月）において本投資法人が保有する物件を対象とする。ただし、第三者の承諾が得られない等の理由によりデータが取得できなかった物件は除く。

表2

GRESB リアルエステイト評価	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★
倍率	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2

※各計算期間の直前の決算期の評価に基づき倍率を決定する。

表3

CDP 気候変動プログラム評価	D-	D	C-	C	B-	B	A-	A
倍率	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3

※各計算期間の直前の決算期の評価に基づき倍率を決定する。

</td></tr>
</table>

（２）　執行役員及び監督役員の選任

執行役員浅田利春、監督役員岩﨑哲也及び石川浩司は、2021年11月30日をもって任期満了となるため、本投資主総会において、執行役員として浅田利春、監督役員として石川浩司及び小粥純子を選任する予定です。新任の監督役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生 年 月 日）	主要略歴（会社名等　当時）	
こがゆ　じゅんこ 小粥　純子 （1967年10月10日）	1991年 4月	中央新光監査法人（クーパース・アンド・ライブランド）入所
	1994年 3月	公認会計士登録
	2006年 9月	あらた監査法人　入所
	2010年 8月	日本公認会計士協会　IFRS・国際研究員
	2012年 8月	日本公認会計士協会　自主規制・業務本部調査・相談グループ長
	2012年10月	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現任）
	2020年 1月	小粥純子公認会計士事務所　開設（現任）
	2020年 3月	税理士登録
	2020年 4月	竹内絢子税理士事務所　入所（現任）
	2020年12月	日本調理機株式会社　社外取締役監査等委員（現任）
	2021年 6月	株式会社日新　社外取締役監査等委員（現任）

・　上記監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
・　上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

（３）　補欠執行役員及び補欠監督役員の選任

執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において、改めて、補欠執行役員として土田耕一、補欠監督役員として柿島房枝を選任する予定です。

６ 投資リスクの変更について

以下は参照有価証券報告書提出日以後、本発行登録追補書類提出日までに参照有価証券報告書の「第一部 ファンド情報　第１ ファンドの状況　３ 投資リスク」に記載された投資リスクの内容につき、重要な変更又は追加があった箇所を記載しています。なお、変更又は追加があった箇所を＿罫で示しています。

（１）リスク要因

（中略）

④　不動産及び信託の受益権に関する法的リスク

（中略）

(ヤ)　仮換地及び保留地に関するリスク

a.　仮換地に関するリスク

本投資法人は、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業において仮換地として指定されている土地を敷地とする不動産又はこれを信託する信託の受益権を取得する場合があります。仮換地は将来の換地処分において換地と一致するとは限らないため、換地として当初想定していた土地と物理的に同一の土地に係る権利を最終的に取得できるという保証はありません。また、当該換地が従前地より狭いこともあるため、換地の使用価値又は資産価値が従前地のそれよりも小さいこともあります。

更に、仮換地には従前地の権利関係の影響が及ぶため、仮換地を対象とした売買契約又は賃貸借契約等を締結しても、売主が従前地について実際には所有権を有しておらず、あるいは担保権を設定している等の事情があると、仮換地に係る権利取得に支障が生じることになります。同様に、従前地が共有状態にあった場合には、これを単独所有のものとして取得できる保証はないことになります。更に、仮換地の取得時に従前地の権利関係に関する十分な情報を入手できないことも少なくありません。

また、換地処分の公告の日の翌日以降でなければ、仮換地に係る権利についての登記をすることができないため、相当期間かかる権利の取得について第三者に対する対抗要件を具備することができない可能性があります。

b.　保留地に関するリスク

本投資法人は、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業において、同法第96条第１項に規定される保留地となることが予定されている土地を敷地とする不動産又はこれを信託する信託の受益権を取得する場合があります。保留地予定地の所有権は、同法第86条第1項に規定される換地計画に当該土地が保留地として定められ、かかる換地計画に基づき同法第103条第１項に規定される換地処分がなされた場合に、かかる換地処分の公告があった日の翌日において、同法第104条第11項に基づき、土地区画整理事業の施行者が原始取得します。そのため、上記の換地処分がなされない限り、本投資法人は、保留地予定地の所有権を取得できません。また、保留地予定地は将来の換地処分において実際に保留地として指定される土地と一致するとは限らないため、想定していた保留地と物理的に同一の土地に係る所有権を最終的に取得できるという保証はありません。

更に、換地処分の公告の日の翌日以降でなければ保留地に係る権利についての登記をすることができないため、相当期間かかる権利の取得について第三者に対する対抗要件を具備することができない可能性があります。

（後略）

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

大和ハウスリート投資法人　本店
（東京都千代田区永田町二丁目４番８号　ニッセイ永田町ビル７階）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）